

議案第 20 号

東京都板橋区営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 14 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区営住宅条例の一部を改正する条例

東京都板橋区営住宅条例（平成 9 年板橋区条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 8 号イ中「（配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 において準用する場合を含む。）の規定」を「又は第 10 条の 2 の規定（配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 において準用する場合を含む。）」に改める。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正に伴い、所要の規定整備をする必要がある。